

平 戸 市 監 査 公 表 第 148-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 2 年 6 月 11 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院

第 3 監査の期間

令和元年 11 月 18 日（月）、19 日（火）、20 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指導事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院】

区分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1、契約事務について</p> <p>契約事務において、平戸市契約規則に定められている予定価格調書や検査調書が作成されていないもの、長期継続契約においては、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約は解除する。」旨の特約条項を規定する必要があるが、規定されていないものが見られたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指導のとおり基本的に予定価格調書及び検査調書の作成を行うこととした。</p> <p>長期継続契約における特約条項については、令和元年度より記載するよう対応している。</p>
指導事項	<p>2、郵便切手の取り扱いについて</p> <p>郵便切手類は、出納簿を整備しているものの、記載漏れ等により台帳と残高が一致していない状況にあった。金券であることの重要性を認識し適正な管理に努められたい。</p>	<p>指導に基づき残高を一致させた。</p>
指導事項	<p>3、関係例規の整備について</p> <p>平戸市立病院処務規程と平戸市病院事業職員職名規程において、局長に関する規定の整合性が取れていない。また、同処務規程の公印に関する規定において不備が見られたので改正に努められたい。</p>	<p>次期改正において対応する。</p>
意見	<p>1、固定資産の管理について</p> <p>固定資産については、固定資産台帳を整備し管理されているが、台帳に資産の構造・形状及び寸法、能力などの必要事項が記載されていないものが散見されたので、個々の資産を識別するためにも必要と思われるため、記載に努められたい。</p>	<p>令和元年度より必要事項の記載を実施した。</p>